

外国子会社配当益金不算入制度について

今回は、外国子会社配当益金の不算入制度について解説します。

内国法人より配当があった場合、完全子法人株式等であれば100%益金不算入、非支配目的株式等であれば20%が益金不算入とされることはご存じのとおりです。

これに対して、外国子会社からの配当であった場合に **95%益金不算入**とされるのが、「**外国子会社配当益金不算入制度**」で、概要は次のとおりです。

外国子会社の定義として、「株式保有割合25%以上+保有期間6ヶ月以上」とされています。ただ、この定義は租税条約によって緩和される場合があります。例えばアメリカでは10%の保有割合、フランスでは15%の保有割合と、緩和されています。

また、95%が益金不算入の配当について、現地で課税される配当源泉税は外国税額控除も、損金算入もできないことから、日本親会社にとって税務コストとなります。

たとえば、100円に対して、源泉税率10%が差し引かれ 90 円支払われたとすると、そのうち95%の 95 円が益金不算入、5 円が課税所得となります。ただし、現地で引かれた 10 円は外国税額控除も出来ませんし、損金算入も出来ません。つまり、国により異なる配当源泉税率にも注意する必要があります。

この制度は、外国子会社からの配当が、外国子会社の利益剰余金に対する配当であると考えられるため、もとの利益に対して課税が行われていると仮定すると、日本国内で100%課税してしまうと2重課税となってしまうため、日本側の税負担が小さくなるように設計されています。

反対に、外国子会社での配当が損金算入されている場合は、日本では益金不算入制度の対象外とされ、益金算入となります。これは、外国子会社では損金算入、日本親会社では益金不算入となる、**ハイブリッド・ミスマッチ**とよばれる現象を防ぐための規定です。

そしてもうひとつ注意が必要なのは、配当源泉税の取り扱いです。

上記の例にもあるように、外国子会社からの配当源泉税は通常損金算入しますが、95%益金不算入の制度が適用される場合はこの配当源泉税は損金算入不可となります。

したがって、本制度の下では、配当源泉税率の低い国に子会社がある方が有利であり、加えて進出国の法人所得税率が低ければ税負担面で更に有利になります。